Osaka University Knowledge Archive

Title	漢代思想（儒教国教化と『塩鉄論』）研究史
Author(s)	湯浅, 邦弘
Citation	中国研究集刊. 1985, 2, p. 35-38
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61068
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

漢代思想（儒教国教化と『塩鉄論』）研究史

湯浅邦弘

一、儒教の国教化をめぐって

前漢武帝期は、儒教国教化という一大事件をもって、中国哲学史上に特筆される時代である。紀元前一三六年、董仲舒の建策によって五経博士が設置され、儒教は国教として不動の地位を築いたとされる。

ところが、儒教国教化についてのこの定説に対しては、近年、種々の異説が提唱されるに至った。中でも注目されるのは、儒教国教化の時期を王莽期から後漢の初めとする西嶋定生・板野長八の新説である。西嶋「皇帝支配の成立」（『岩波講座世界歴史』四、一九七〇年）は、秦漢の皇帝観の追究を通じてこの問題に迫り、儒教国教化を、緯書の導入によって儒家的皇帝観が形成される王莽期とした。また、板野「儒教の成立」（『岩波講座世界歴史』四、一九七〇年）は、儒教の成立を、図讖信奉によって孔子教が成立する後漢の初めとした。

はたして儒教国教化の時期は、前漢武帝期なのか、それとも王莽期あるいは後漢の初めなのか。こうした新旧両説の対立について、冨谷至「『儒教の国教化』と『儒学の官学化』」（『東洋史研究』三七―四、一九七九年）は、右の論争過程における「儒教」概念の曖昧さに注目し、経学としての儒学と、人民教化をめざす教理としての儒教との両者を区別して考えるべきであるとした。

冨谷論文の指摘する通り、武帝期の「儒」の内容については再考の余地があるが、この点について、金谷治「秦漢儒生の活動」（『秦漢思想史研究』一九六〇年）は、儒家的立場に道家的思想を導入した陸賈と、儒家的立場に法家的思想を導入した婁敬という漢初の二人に注目し、この両者の思想が漢一代の方向に影響を与えたとする。また、町田三郎「漢初の思想界につ

いて」「儒教の国教化について」（『秦漢思想の研究』一九八五年）は、武帝期の政治を王霸雑揉と捉え、宣帝期の「穀梁」の思想により武帝期以来のこの路線が完整されたと述べる。

このように、武帝期の「儒」を論じる場合、それが先秦の「儒」に比べ、やや複雑な様相を呈していることに注意しなければならない。特に、町田論文の指摘するような王霸（儒法）雑揉の様相は、武帝期の「儒」及び儒教国教化の実態を探る場合にも大きな意味を持つと思われる。武帝期におけるこの儒法の二重構造が、理念と現実との分離として捉えられた時、右の西嶋・板野論文に見られるような、従来の定説に対する疑問も、容易に生じてくると考えられるからである。

そして、この武帝期の政治の二重構造の矛盾が俄に露呈したものと考えられているのが、次の昭帝期に開催された塩鉄会議である。

二、『塩鉄論』の思想史的研究

紀元前八一年、塩・鉄・酒の統制専売などをめぐって、桑公羊ら政府側代表と賢良・文学など知識人たちとの間で激しい議論が戦わされた。この塩鉄会議の模様は、宣帝期の桓寛が著した『塩鉄論』によって窺うことができる。

桑公羊ら政府側と賢良文学側との対立は、塩鉄等の専売を頂点に、匈奴問題などを初めとする武帝期の政策一般、更にはその根底に横たわる思想的立場にまで及ぶ。西田太一郎「儒家法家と武帝の統制政策」（『東洋の文化と社会』三、一九五三年）、日原利国「塩鉄論の思想的研究」（同、四、一九五四年）は、この思想的対立の様相に注目し、両者の対立が法家的な思想と儒家的な思想との対立であることを明らかにした。

このうち、賢良文学の実態については、漢代儒家の動向を知る手掛りとして注目され、町田三郎「塩鉄論について―その二―」（『文化』二九―二、一九六五年）は、文学は、農村社会近くに生きながら結局は農民とは別の指導者意識を持っており、これが元帝以後の儒家優位の原因であるとする。また、前掲日原論文は、賢良文学の主張が基本的に春秋公羊学の立場に一致すると説き、両者の対立は、法治主義と春秋公羊理論との対立であったとする。

更に、両者の政治的背景を追究した西嶋定生「武帝の死―『塩鉄論』会議の政治的背景」（『古代史講座』十一、一九六五年）は、塩鉄論争を、内朝の権力者霍光と外朝の権力者桑公羊との、政権の帰趨をかけた争いであったとし、山田勝美『塩鉄論』（一九六七年）もほぼ同様な見解に立つ。この後、わが国では佐藤武敏『塩鉄論』（一九七〇年）が全文の訳注を発表した。

他方、中国では、経済思想研究の資料として取り扱われる一方、「儒家」対「法家」の思想的対立という図式化も早くから見られる。また、一九七〇年代前半のいわゆる儒法闘争史観に

よって、儒家と法家の一代決戦の書とされるなど、『塩鉄論』は更に注目を浴び、以後も、ほぼこの図式に沿って捉えられている。最近発表された呉慧『桑公羊研究』（一九八一年）は、賢良文学に比べてあまり重視されなかった桑公羊の側に光を当てたものとして注目されるが、桑公羊の思想を「法家」とするなど、その思想的立場の捉え方は従来の諸説と大差がない。また、徐漢昌『塩鉄論研究』（一九八二年）は、塩鉄論についての専論として注目されるが、これも、政府官員と賢良文学との対立を、基本的には「刑治」と「徳治」、「用武」と「徳化」との対立であったとする点など、従来の見解とほぼ同様である。

三、問題の所在と今後の展望

さて、こうした研究の後を受け、我々にはどのような課題が残されているのだろうか。まず儒教国教化の時期についての新説は、武帝期の具体的な政策、即ち酷吏の活動に代表される厳刑重罰主義、塩鉄酒の国家的な統制専売制度、匈奴遠征に見られる武断的な強硬外交、が武帝の採用した儒家の理念と合致しない点に着目したものと思われる。つまり、儒教国教化という理念が武帝期には未だ浸透していなかったと見る訳である。また、町田「塩鉄論について」も、武帝期から宣帝期の政治を、表面的には礼教主義、実質的には法家政治という体制上の二重構造として捉える。

では、こうした二重構造という見方に問題はないであろうか。この点については、儒法の矛盾対立した二重構造なのか、ある部分で理論的に整合化がなされた二重構造なのか、あるいは思想と思想の次元での対立なのか、思想と政治技術との対立なのか、を検討する必要があるのではなかろうか。また、そもそもその場合の「儒」「法」という概念は、先秦における「儒」「法」と各々どのような関係にあるのだろうか。全く同一なのか、また違いがあるとすればどのような部分か。こうした点がやや曖昧なままに論じられているように思われる。

そしてまた、同様なことは『塩鉄論』研究についても言えるであろう。『塩鉄論』における儒家的な思想と法家的な思想との対立という図式は確かに明快である。しかし、その場合の「儒家的」「法家的」という言い方はあまり厳密ではない。特に、桑公羊側を「法家的」とするのは、もはや定説となっているが、先秦の法家思想を代表する『商君書』『韓非子』との異同などは、今一度吟味してみる必要があろう。なぜなら、桑公羊の思想的立場を法家であるとした場合、たとえ西嶋論文の指摘する通り、桑公羊が外朝の政治的立場にあったとしても、法家思想を否定し儒家思想を肯定した漢代において、政府側代表者が法家思想を主張し得たのは何故か、という疑問が生じてくるからである。

『塩鉄論』の全体的構成を法家思想と儒家思想との対立と捉えてよいか。あるいはその場合の「儒」「法」の概念は先秦の

「儒」「法」といかなる関係にあるのか。こうした点について前掲西田論文は、武帝の外国討征と法治主義を理論化したのが商鞅等の法家思想であるのに対し、塩鉄専売などの統制経済を合理化したのは、管子の軽重思想であったとする。確かに、商鞅・韓非の重農抑商主義では、塩鉄専売に見られる武帝期の政策を説明することはできず、西田論文の取り上げた管子については、今後さらに重視する必要があると思われる。

また、徐漢昌の前掲書は、『塩鉄論』における思想的対立を、基本的には法家（刑治）と儒家（徳治）との対立として説明しながらも、漢代の「儒」の範囲は甚だ広く、孔孟所説の「儒」と直ちに同一視できないこと、政府官員は孔孟・儒学を攻撃しながら、一方では孔子の言や儒家の説を引用したりすることなどを指摘し、単純な儒法思想の争いであったとは言い難いと結んでいる。

これらの指摘を充分に生かす為には、武帝期の政治と『塩鉄論』とにいずれも深く関わってくる儒法の関係について検討しなければならない。しかもそれは、先秦時代にまで遡る必要がある。法家思想は、それが秦に導入されて大きな成果を収めた戦国中期以来、他の諸思想、特に儒家思想に大きな衝撃を与える。儒法（王霸）の対立あるいは統合をめぐる問題は、先秦以来の重要課題になっていたと思われる。儒教国教化と『塩鉄論』も、こうした儒法両思想の大きな流れの中に置いて再考すれば、また違った姿を見せるのではなかろうか。